

平成21年11月19日
大臣官房政策課

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第14回） 議事概要（確定版）

1. 日 時：平成21年11月12日（木）9:30～11:40
2. 場 所：農林水産省講堂
3. 出席者：鈴木部会長、荒蒔委員、合瀬委員、岡本委員、古口委員、玉沖委員、平田委員、深川委員、藤岡委員、松本委員、三村委員、茂木委員
4. 概 要：当方より資料説明後、委員と意見交換

【佐々木政務官挨拶】

佐々木政務官

- ・食料自給率目標については、農政の推進上、最も基礎となる指標であり、民主党マニフェストにおいても、食料自給率目標に関して記述。
- ・農業は、その生業（なりわい）を通じて、自給率、安全・安心、あるいは国土を守るという意味での環境や6次化に貢献していくものと思う。食料自給率はそういう意味でも大変重要だと思っている。
- ・食料自給率は、個別の品目の生産をどの程度にするか、またそのための施策をどのようにするかの議論を積み重ねていただき、その結果として目標数値を決めていくことによって初めて説得力があるものとなる。
- ・今までも自給率目標がなかったわけではないが、そのプロセスが必ずしも明確ではなかったのではないかと。そういった意味では、品目ごとの自給率目標と施策が相まって、しっかりとした政策になっていくことができるのではないかと。このために、本日はまず食料自給率に関する資料を説明させていただきたいと思う。
- ・お手元に抜粋で配布しているので参照いただきたい。「マニフェスト」では、戸別所得補償制度の創設により、農業を再生し食料自給率を向上させるとなっているところ。「政策集インデックス2009」においては、国家戦略目標としての食料自給率の向上を掲げており、10年後に50%、20年後に60%を達成することを目標として掲げているところ。
- ・本日は、この自給率の議論を深めていただき、その後しかるべき時期に、食料自給率の目標水準について、当部会において御議論いただくことを想定しているところであり、よろしくお願ひしたい。

【食料自給率について】

古口委員

- ・この審議会は民主党マニフェスト・政策集に拘束されるものなのか。10年後には50%、20年後には60%という数字を目標にして審議会で議論せよ、ということか。

佐々木政務官

- ・拘束といわれると拘束するものではないが、我々はこのマニフェストを提示して皆さん方に選挙をしていただいた立場から言えば、できるだけこれを実現したいという気持ちはある。

古口委員

- ・前政権に対しても、批判的なことも発言してきた。この審議会の位置づけが変わることを心配している。審議会とは自由な論議が保障される場でなくてはならないのではないかと。

鈴木部会長

- ・ マニフェストは重要なベースではあるが、議論は自由であることに変わりはない。

茂木委員

- ・ 民主党は、マニフェストで「戸別所得補償制度」の創設による農業の再生と食料自給率の向上を、「政策集インデックス2009」においては、食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として「食料自給率」を設定すると明記している。
- ・ マニフェストにおいて、食料自給率は、10年後に50%、20年後に60%を達成することを目標とするとの記述があり、食料自給率向上に今まで以上に取り組むと理解している。
- ・ 食料自給率を向上させるためには、生産拡大が必要だが、資料の試算を見ても、自給率の1%向上には、大規模な増産と農地が必要である。
- ・ J Aグループでは、第25回 J A 全国大会において、「地域水田農業ビジョン」および J A 「地域農業戦略」の策定を通じて、新たな政策に対応した担い手づくりと地域・品目別の生産・販売戦略の構築を決議した。
- ・ 農地の有効利用については、J A が自ら農業生産法人を設立し、地域の耕作放棄地を引き受け活用したり、農地保有合理化事業により地域の農地の面的集積をすすめる、農地の確保に取り組んでおり、こうした生産現場の取り組みを支援する施策の確立が必要である。
- ・ 22年度から米をモデルに戸別所得補償事業が展開されるが、水田農業の振興のため、計画生産メリットとしての十分な補償水準の設定に加え、地域・銘柄によって生じる収入下落に対する所得確保対策の構築など、地域ごとの販売価格や生産コストの違いをふまえた対策が必要である。
- ・ また、米粉用米、飼料用米などの新規需要米や、麦・大豆などの主食用米以外の作物については、地域に合った作物生産の振興のため、地域の取り組み実態に応じて、地域が主体的に取り組める仕組みが必要と考えている。

藤岡委員

- ・ 将来に向け、50%、60%という高い目標を設定していることは評価したい。一方、特に、小麦・大豆の自給率は著しく低いが、現場では設備投資をしながら生産拡大を行ってきた。今の助成単価をみると、新規需要米よりも単価が低い。このままでは、麦・大豆の産地は崩壊してしまう。麦・大豆作が適しているところもあるので、地域の裁量による支援のあり方等を考えるべき。

荒蒔委員

- ・ 自給率を長期的に向上させるようなトレンドを作る必要。そのためには、生産、消費の両方の視点から考える必要。今後は、畜産飼料をどうするか、食用油をどうするか、大豆に関していえばG M O に対する消費者の視点をどうするかという課題がある。国民の関心を国内生産の必要性に向けるための検討が必要。

平田委員

- ・ 50%、60%という目標はハードルが高いが、地球規模で考えると取り組む必要があると思う。生産については適地適作が必要。また、消費も重要。消費者に対して自給率向上のしっかりしたメッセージを発信する必要。生産においては、誰が作るのかという問題がある。若い担い手にとって魅力ある農業を構築する必要。さらに、小麦、大豆、飼料用米などは品種改良や栽培技術の向上、平準化等技術的な支援を進める必要。

合瀬委員

- ・ 米戸別所得補償モデル事業や水田利活用で5,700億円の予算要求をしているが、これ

でどのくらい自給率が上がることを想定しているのか。また、自給率向上のためには、生産の視点より、どう消費していくかということが大切であり、消費面、流通面の主要課題をいかにクリアするかが重要。

深川委員

- ・ 3つの問題。1つは時間軸の問題で、人口動態を踏まえて、10年後、農家の高齢化にいかに対応できるかということ。2つ目はコストの問題であり、自給率を上げるために必要なコストを国民に示す必要がある。3つ目は、ミクロとマクロの問題。ミクロの積み上げ=マクロではないので、きちんと分けて議論する必要がある。

松本委員

- ・ 1%向上させる際の試算があるが、農地面積として想定している数字があるのか。農振法改正で、都道府県で農地面積目標を設定することになったが、来年3月に基本計画ができた後、その後目標設定をするのであれば、タイムラグが生じる。整合がとれるのか。

岡本委員

- ・ 消費面について。自給率40%程度ということはよく知られている。しかし、農家が農業生産額の減少や耕作放棄地の増加といった農業の現状は知らない人が多い。まずは知ってもらうことが大切。多くの人が現状を知れば、税金を投入することに理解を得られるのではないかと。

末松政策課長

- ・ 戸別所得補償制度については、現在、モデル対策として予算要求しているところ。麦・大豆を団地化して引き続き振興していくつもりであるが、いろいろな意見があると聞いている。モデル事業を通じてどんな影響があるのかを考えながら、制度設計していきたい。
- ・ 予算要求と自給率との数字の関係について、今回、要求しているのはモデル事業であり、また、いろいろな仮定をおいて検討しているところであるので、現時点で具体的な数字を示すことは難しいが、自給率向上に向けた施策として予算要求しているところ。
- ・ 農地については、今後、企画部会で議論して考えていきたい。

農村振興局三浦農村政策部長

- ・ 農振法改正については、12月15日に施行予定。施行後6カ月以内に国が「農用地等の確保等に関する基本指針」で確保すべき農用地区域内農地の面積の目標を定め、それを受けて、都道府県が「農業振興地域整備基本方針」を見直し、その中で都道府県として確保すべき農用地面積の目標を設定することになっている。このスケジュールでいくと、基本計画の策定の方が先になるので、今後の作業において両者の間で整合がとれるように調整していく。

佐々木政務官

- ・ 戸別所得補償制度について、来年から始まるのは米のモデル事業であり、畑作の所得補償は含まれていないので、ここで完璧な数字を示せと言われても難しいところがある。
- ・ 自給率を全体としてどう上げていくかということでは、耕作放棄地が461万のうち38.6万もあるのだから、米粉や飼料作物など水田で今作っていないものをこういうところまでできるだけ作っていただき、二毛作、そばも積極的にやっていただきたい。そのように今まで以上に作っていただくことを前提に組んでいる。自給率の向上に結びついていくという前提で事業を組んでいることは確かだが、今の時点では数字は積み上げていない。いずれ積み上げさせていただきたい。

- ・消費者もそうだが、生産者がこの農政に沿っていったらどうなっていくのかをお示しするのが何よりも大切。そのために、一つは戸別所得補償という方式に収斂させていく、もう一つは補助事業より金融対策に収斂させていく、というように政策をシンプルにわかりやすく、目標も生産者にも消費者にもわかりやすくする必要。その第一歩が戸別所得補償だと思う。来年度は米でモデル事業をやるが、23年度からは土地利用型のものに導入したいと考えている。わかりやすくという意味ではミクロだと思うが、ここではマクロの議論をしていただかなければならない。我々はそれを現場でわかりやすいように組み立てていきたい。
- ・コストを誰が担うか。今までは消費者負担型だったが、我々は一部財政負担型にしようと考えている。それが戸別所得補償制度であると考えている。
- ・麦・大豆に対する助成単価は、来年度は経営所得安定対策が合算されるので、結果としては現行と大きな違いがないと考えている。
- ・地域ごとの問題の指摘があった。悩ましいところだが、自給率目標を設定することは、そのプロセスにおいて、地域に対して一定の協力を求めないと、国として自給率目標を達成することはできない。今までその縛りが緩すぎた。ある程度その目標に沿って作付けしていただく仕組みを作らないと目標を掲げただけで終わってしまう。今回はそれをできるだけ避けたいという思いもあり、最初に議論いただくよう提起した。適地適作を否定するものではないが、その点もご理解いただきたい。
- ・私の個人的思いも含めて言わせていただくと、日本が戦後失った、米文化、油文化を少しでも取り戻す必要がある。これは外国産、メーカーに仕切られる仕組みになっていて、栃木産の油や群馬産の粉はない。今回、特に米粉に期待しているところ。流通・加工を大手に任せず、地域でブランド化させていくことが大切。

藤岡委員

- ・自給率向上とWTO・FTAは深く関係するはずであるが、どう考えているのか。

佐々木政務官

- ・WTO・FTAは貿易に関するルールであり、生産刺激的になると問題になるが、自給率を向上させるということ自体については否定されているものではない。制度の組み方によっては黄色の施策になるところもあるかもしれないが、どこの国も多少青や黄色の政策ももっているし、WTO上も一定水準の黄色の施策は許容されている。全部緑の政策でやらなければいけないというのは政策が組めなくなる危険性もある。WTOのルールに適合するように注意をしながらこれから議論していきたい。

古口委員

- ・米の戸別所得補償モデル事業の補償水準は、もう出ているのか。また、毎年変動するのか。現場では早く決めてほしいという声があがっている。

佐々木政務官

- ・直近の生産費や価格をできるだけ加味したいということで、それらが出るのを待って単価を計算をさせていただくことにしている。補償水準は、毎年変えると黄色の政策になり、WTOでかなり厳しい指摘を受ける。自分としては、3年くらい固定することも検討していこうと思っている。私自身も農家であり、生産現場の状況は理解している。来年の米の作付け数量を出す11月末を目途にして、大筋決められるようにしていきたい。

【農業の6次産業化について】

佐々木政務官

- ・農業政策を考える時、農村政策と切り離して考えることは難しい。農業と農村を一体的に考えていく中で、6次産業化をマニフェストでも提案させていただいた。
- ・地域資源をどうやって有効に活用していくか、地域全体でのビジネスの展開により雇用や所得につながっていく地域対策が必要。一つは地域のコミュニティの問題があり、もう一つはそれをどうやって地域の活性化につなげていくかということ。雇用や所得を確保し、集落で安心して暮らしていけるようにしたい。
- ・食料自給率の議論も併せて、この国の未来の食料・農業・農村それぞれの新たな基本計画となるよう、活発なご議論をお願いしたい。

玉沖委員

- ・人材育成については、新たに人材育成をするのであるのならば、すでにたくさんの人材が存在しており、現場ではそういう人達を活用していくための人件費の支援が一番必要になる。活用のための軍資金の支援体制が構築できないか。
- ・最近、コーディネーターに求める人事要件が変わってきている。材料を下に料理を作るような専門家から、現場で実際にお店をやっていたり、消費者の声を直接聞いていたりする人などを求める傾向が強い。
- ・コーディネーターも知識や情報があるだけでなく、携わっている地域の生産現場の人達のモチベーションをいかに維持し、どう持ち上げていくのかということが重要であり、求められている。
- ・従来のアドバイザーの派遣体制は使いづらいところがある。アドバイザーのリストの中で専門家が補えない部分を登録者以外の者を補完できる柔軟なシステムが必要。
- ・食料自給率を10年後に50%、20年後に60%という目標は国民が買い支えることが必要。達成された際の生活イメージを示し、達成シミュレーションについて国民と共有を図るべき。それにより国民は賛同しない可能性もある。その場合どのように対応していくのか含め、シミュレーションを示して欲しい。

三村委員

- ・資料の3頁が重要と考えている。特に産地の概念が重要であるので、先進的な取組を行う産地のイメージはわかるが、もっと明確な定義が必要。
- ・生産量を増やしても流通・加工・消費の取組とリンクしなければ意味がない。需要構造は消費者ニーズを踏まえながら、川中、川下の橋渡しをする構造を最初に検討すべき。価格志向だけにならないようにすることも必要。
- ・大規模小売体制が変化してきており、流通供給体制にひずみを生じてきている。業態が多様化してきているのでそれに対応できる構造の構築。そういう意味では産地の役割が変わることも必要。産地が大ロット、単品、安定量の出荷先ということではなくなっている。
- ・ブランドの重要なところは最終的に顔が見えるものであり、市場改革になっていることであり、価格交渉力が強化することだけではない。
- ・生産プロセスにおいて、生産調整や出荷調整を図るとともに、共通コストの縮減について検討することが必要。
- ・生産と販売戦略については、全体のプロセスを見られる産地をどうやってつくっていくのか。産地と川中、川下の連携、マーケティングを担える産地をいかに育てていくのかということが重要。

平田委員

- ・農村では少子高齢化が進んでいる。私の集落は20年後に現在の200人から50人に減るという予測がされており、小中学校も毎年5、6校が廃校になっている。先般の知事選では我々の所に候補者は来なかった。大変な状況であり、農林業については国が主体性をもってリードしていかないと地方自治体で維持することは難しい。

- ・私は観光農園で30人程度雇用しており、年間20万人、外国人も3500人の来客がある。ドライフルーツの会社を作って全国販売・お菓子材料としてメーカーに供給している。
- ・国の農政は生産振興中心でやってきたが、経営の理念を入れた再生産可能な農業の維持という視点をいれていかないと、若い人が農業をやるのは難しい。
- ・農村にはバイオマス等、無限の資源がある。産業はやろうと思えばいくらでもできるが、やる人材がないのが問題。人材の育成といっても間に合わないので、色々な人を農村に連れて多様な産業を構築していくしかない。4頁の支援も必要だが、啓蒙だけでなく、現場で実践して形として産業を作っていくような段階にしないと間に合わない。
- ・国が決めたものに対してこの指止まれといった政策ではなく、地元として、産業・企業が成り立つにはどういシステムが必要か、ということ考えた支援でないと、利益を得るとい点では難しい。そうしたかゆいところに手が届く支援が必要。
- ・地域には生産をする者とコミュニティを維持する者の両面の人材が必要。
- ・ヒートアイランドと言われる中で、都市は酸素をもらって老廃物等を出しており、それを農村が受けている。都市は農村に何を返していくかを考える必要。
- ・地域活性化は農水省だけでなく、色々な省庁が一体的に関わるシステムが必要。

茂木委員

【生産額・所得の目標について】

- ・生産現場の最大の課題は農業所得の増大であり、これまで、農業生産額と農業所得の増大目標を、国が取り組むべき政策目標として基本計画に盛り込むべきとの意見を申し上げてきた。
- ・今回、企画部会において、農業の6次産業化が目指すものとして農業生産額の増大目標を取り上げ、農業者の所得の増大目標のあり方について検討すべきとしたことは評価したい。
- ・具体的な目標の設定にあたっては、15年間で農業所得が半減していることから、農業・農村が元気を出すため、意欲的な目標設定が必要と考える。また、目標の達成に向けたプロセスと具体策について、早急に示すことが必要である。

【6次産業化について】

- ・農業の6次産業化については、農業所得の増大のため必要である。ここであげられている6次産業化の取り組みについては、既に実施しているJAも多いが、更なる推進が必要と考えている。
- ・私の地元のJA佐久浅間のレタスの例をあげれば、共同販売による産地化、ブランド化に加え、業務用対応として、東日本の大手ハンバーガーチェーンの使用するレタスの半分を供給している。また、すそものを利用した酢、酒などの商品開発、販売を行っている。野菜は価格が安定しないため、これらの取り組みがリスクヘッジとなる。
- ・6次産業化をすすめるにあたっては、産地としての取り組みを基本に、生産現場の実態に即した多様な取り組みが必要だが、あわせて、企画部会としては、さらなる新しい機軸を打ち出すことが必要と考えている。企画部会の委員の皆さんにも、東京駅から1時間で私の地元JAに行けるので、生産現場を是非見ていただきたい。
- ・1点質問。資料には、生産額の増大目標について、平成27年までに5%以上増加とあるが、5%の根拠は何か。また、全体の目標との関係はどうか。

藤岡委員

- ・6次産業化については、現実では10年、20年遅かった。6次産業化にのっていけない農村が多く、1次産業でも辛い。実際には6次産業化の可能性は低く、個人農家では6次産業化は無理だと思う。むしろ、法人経営や農協が力を入れてやらなければ

ばならないのではないか。茂木全中会長に対して質問。6次産業化は、JAグループがやるべき政策ではないか、JAとして一番先にやらないといけないのではないか。

茂木委員

- ・まさにそのとおり。6次産業化の言葉は新しいが中身は古く、10年前から取り組んでいるもの。6次産業化はもっと新しいことを取り組む必要がある。地元の話で恐縮であるが、1日当たり4,000ケースのレタスに取り組んでおり、大変な量である。野菜だけで年間120億の売り上げがある。ただし、地元が寒冷地のために半年間は、暖地と連携している。スライスしたキャベツやゴボウにも取り組んでいる。

荒蒔委員

- ・自給率は国家ベースでしっかりと取り組んでもらう必要がある。資料には、6次産業化は総合的支援が必要と書かれているが、自給率と異なり、6次産業化については、やる気のあるところへのインセンティブをどのように火をつけるのか、プロモートするのかということであり、国家政策でつぎ込んでいくということではない。政策的には給付とかいろいろある。6次産業化はうまくやっているところもあり、その取組を発信していくという広報活動を農林水産省がやるべきではないか。基本的にはやる気があるところに任せて、情報発信をしていくべき。

松本委員

- ・「個別経営」としての6次産業化と「産地」としての6次産業化は、仕分けして考えるべき。6次産業化に当たっての初期投資に対しては、融資ではなく、給付による対応で支援を行うべき。ファンドによる投資などの給付的な支援を国としても突っ込んで行っても良いのではないか。

古口委員

- ・ $1 \times 2 \times 3$ で6次産業化なのだから、「1」が「0」になってしまってもどうしようもない。「1」の農業生産が大事なことは、押さえておかなければならない。
- ・行政の長として申し上げるが、行政のやることは間違っていないという国民的な目線があると思う。しかし、誰でも売れるものを作りたいが、売れない時もある。資料にある施策は、「出来上がるまで」の支援が中心だが、失敗したときにどのような手助けが出来るかも重要。事業を立ち上げた後のことも考えていただきたい。

生産局小栗審議官

- ・4ページの「平成27年までに事業実施産地の農業生産額を5%以上増加」というのは、近年の傾向をふまえると27年度には生産額が25%程度下がると見込まれるが、これを3割ぐらい増加させることを目指し、 $-25 + 30 = 5\%$ としている。

鈴木部会長

- ・委員の皆様から御意見をいただいたように、予算、コスト、プロセスなどの数字の裏付けの下に自給率が試算され、国民理解を得て、それを目標としていくという方向で進められていると思うが、現在はその途上で、今回お示しできなかった点については、出来る限り次回以降にお示しいただいて、それ以降の議論につなげていくこととしたい。

【食料・農業・農村白書について】

特段の意見は無く、『「平成21年度食料・農業・農村の動向」(動向編)及び「平成22年度食料・農業・農村施策」(施策編)の作成について(案)』は了承された。

(以 上)

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第14回）
議事次第

日時：平成21年11月12日(木)9時30分～11時30分

場所：農 林 水 産 省 講 堂

- 1 開会

- 2 食料自給率について
 - ・説明
 - ・意見交換

- 3 農業の6次産業化について
 - ・説明
 - ・意見交換

- 4 食料・農業・農村白書について
 - ・諮問
 - ・説明
 - ・意見交換

- 5 閉会

配布資料 一覧

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

民主党「政権政策 Manifesto 2009」及び「政策集 INDEX 2009」における食料自給率関連部分（抜粋）

資料 1 食料自給率について

資料 2 農業の6次産業化

資料 3 「平成21年度食料・農業・農村の動向」（動向編）及び「平成22年度食料・農業・農村施策」（施策編）の作成について（案）

別 冊 平成21年版ジュニア農林水産白書

参考資料 第2回戸別所得補償制度推進本部資料【省略】

食料・農業・農村政策審議会企画部会 委員名簿

あらまき 荒 時	こういちろう 康 一 郎	キリンホールディングス株式会社相談役
おうせ 合 瀬	ひろき 宏 毅	日本放送協会解説主幹
おかもと 岡 本	あきこ 明 子	環境カウンセラー・主婦
こぐち 古 口	たつや 達 也	栃木県 ^{もてぎ} 茂木町長
すずき 鈴 木	のぶひろ 宣 弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授（部会長）
たまおき 玉 沖	ひとみ 仁 美	株式会社リクルートじゃらんリサーチセンター客員研究員
ひらた 平 田	かつあき 克 明	有限会社平田観光農園代表取締役会長
ふかがわ 深 川	ゆきこ 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
ふじおか 藤 岡	しげのり 茂 憲	有限会社藤岡農産代表取締役 社団法人日本農業法人協会 前副会長
まつもと 松 本	ひろた 広 太	全国農業会議所専務理事
みむら 三 村	ゆみこ 優美子	青山学院大学経営学部教授
もてき 茂 木	まもる 守	全国農業協同組合中央会会長
もりの 森 野	よしのり 美 徳	都市ジャーナリスト
よしかわ 吉 川	ひろし 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

（五十音順、敬称略）

民主党「政権政策 manifesto 2009」及び「政策集 INDEX 2009」 における食料自給率関連部分(抜粋)

政権政策 Manifesto 2009 (抜粋)

4 地域主権

地域を再生させる政策

「戸別所得補償制度」の創設により、農業を再生し、食料自給率を向上させます。

政策集 INDEX 2009 (抜粋)

国家戦略目標としての食料自給率向上

食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として「食料自給率目標」を設定します。

食料自給率は、米、麦、大豆等の農産物に加え、牛肉、乳製品等の主要農畜産物の生産数量目標を設定し、10年後に50%、20年後に60%を達成することを目標とします。

最終的には「国民が健康に生活していくのに必要な最低限のカロリーは、国内で全て生産する」ことが可能となる食料自給体制を確立します。

食料自給率について

平成 2 1 年 1 1 月

農林水産省

1 これまでの企画部会における議論

食料自給率目標に関し、

- ① 現在の食料自給率目標の品目別の検証 (2月26日 第7回企画部会)
 - ② 食料自給率の概念についての検証 (8月3日 第12回企画部会)
- について主に議論。

2 今回の企画部会における論点

前回の総括的な政策課題の整理を受けて、個別の政策課題の議論に入る際踏まえておくべき基本的な点として、食料自給率を1%向上させるためには品目別によるどの程度の増産が必要であり、これが消費に結びつくための重要課題は何かについての整理に関する資料等を用意。

3 今後の企画部会における課題

個別の政策課題ごとの議論等を行った後に、品目別の生産数量目標と食料自給率目標を具体的に検討。

基本的な考え方

- 1 次頁の表は、主要な土地利用型作物について、現在の単収等を前提として、各品目ごとに食料自給率を全体として1%向上させるために必要な増産量及び追加作付面積を単純に試算したものの。
- 2 試算実現のためには、戸別所得補償制度など生産面での政策的支援のほか、消費者が実際に国産食材の消費量を増大させることができるような環境整備が必要。このため、
 - ① 生産面 : 消費者ニーズに即した高付加価値化や生産体制の整備
 - ② 加工・流通面 : 需要増に対応した流通体制の確立などの対応
 - ③ 消費面 : 国産食材が消費者に受け入れられるための様々な努力等が必要。

（これらについては、次頁の表の「生産・流通・消費面における主要課題」として整理。）

【試算上の留意点】

- 1 必要な追加作付面積について、実際には、輪作、裏作による耕地利用率の向上、耕作放棄地の解消、現在作付けられている作物からの作付転換により、必ずしも農地が追加で全て必要となるわけではない。
- 2 単収についても、現在見込まれる単収水準を用いているが、更なる単収の増加が将来的に図られれば必要となる農地面積も減少する可能性がある。

試算結果

品目	国内生産量 (平成20年) ①	単収 ^(注1) ②	作付面積 (平成20年) ③	食料自給率を 1%向上させる ための増産量 ④	必要な追加 作付面積		生産・流通・消費面 における主要課題
					⑤	⑤÷③	
米 (米粉、飼料 米以外)	882万トン (59.0kg/1人・1年)	530kg/10a	163万ha	+34万トン (+2.5kg/1人・1年)	7万ha	4%	・消費者、量販店、外食・中食事業者のニーズを踏まえたきめ細やかな需要の掘り起こし等を通じた、さらなる米の消費拡大
米粉用米 (新規需要)	1万トン ^(注2) (供給量)	650kg/10a	0.01万ha	+34万トン	5万ha	3% ^(注3)	・米粉の優位性を発揮しうるような需要の開拓・商品開発 ・需要増に対応した加工・流通面の対応
飼料用米	1万トン (推計)	650kg/10a	0.2万ha	+311万トン ^(注4)	48万ha	29% ^(注3)	・多収米品種の普及等による高単収の実現 ・産地と畜産農家、配合飼料メーカー等とのマッチング、流通体制の確立
小麦	88万トン	422kg/10a	21万ha	+39万トン	9万ha	44%	・国産シェアが低いパン・中華めん用小麦の生産拡大 ・広範な水田二毛作の導入 ・国産日本めん用小麦のパン、菓子用への使用による需要拡大 ^(注5)
大豆	26万トン	178kg/10a	15万ha	+26万トン	15万ha	99%	安定供給体制の構築に向け、 ・単収向上・安定化に資する新技術の普及 ・契約栽培による安定的な取引関係の構築

(注1) 米は平成20年の水稻の平年収量、小麦、大豆は平成20年の実績単収。米粉用米、飼料用米は現在の多収米品種を作付面積全体で導入するものとして仮定したもの。

(注2) 米粉の製造業者から聞き取ったパン用・めん用に用いた玄米ベースの使用量。

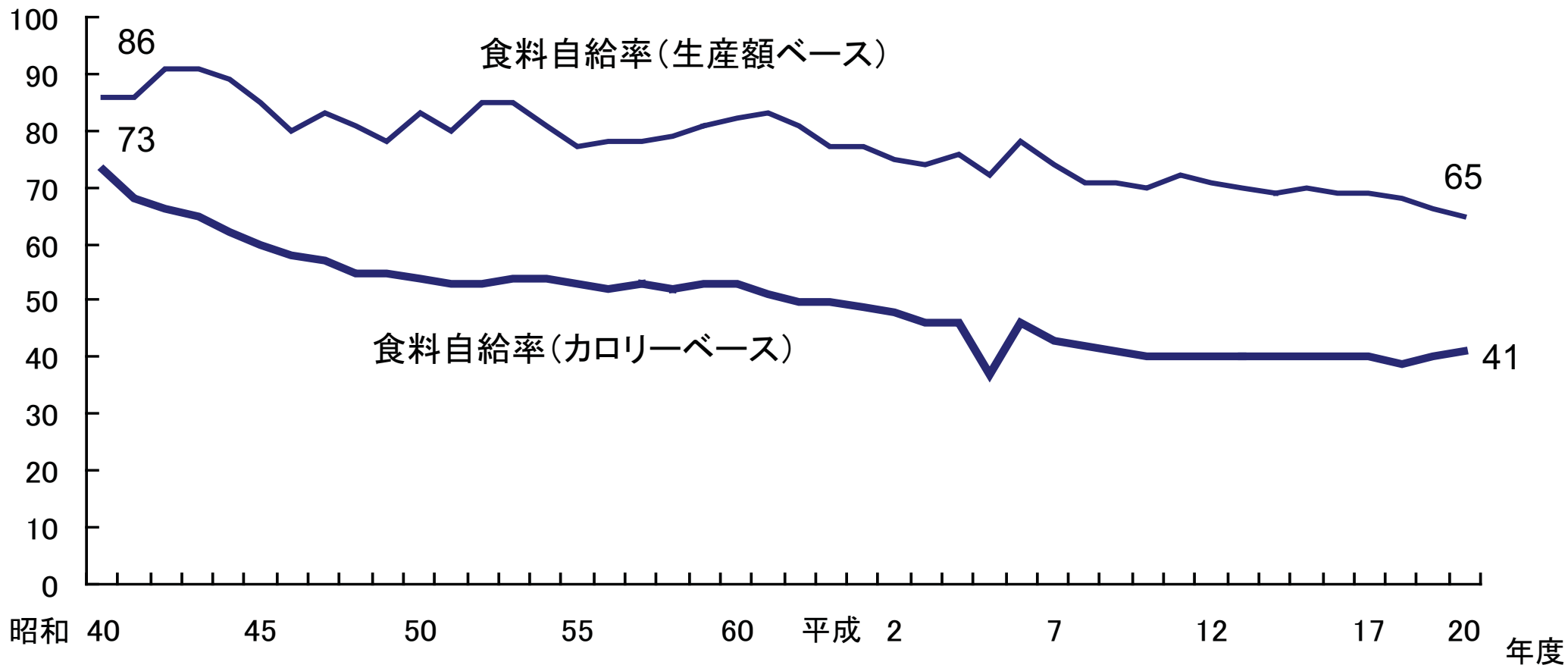
(注3) 米粉用米、飼料用米については平成20年の米の作付面積と比較した割合。

(注4) 飼料米の1%向上させるための生産量の増加量(+311万トン)は、食料生産と比較して飼料生産が自給率に与える効果が1/10であることを基にした簡便試算。

(注5) 国内産麦については、当面、外国産麦と比べて品質が劣るため、この状況下で需要拡大を図るためには、品質格差を埋めるために販売価格の低下が見込まれる。 3

昭和40年以降の食料自給率の推移

食料自給率(%)



年度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
カロリーベース	73	68	66	65	62	60	58	57	55	55	54	53	53	54	54	53	52	53	52	53	53	51
生産額ベース	86	86	91	91	89	85	80	83	81	78	83	80	85	85	81	77	78	78	79	81	82	83

年度	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
カロリーベース	50	50	49	48	46	46	37	46	43	42	41	40	40	40	40	40	40	40	40	40	39	40	41
生産額ベース	81	77	77	75	74	76	72	78	74	71	71	70	72	71	70	69	70	69	69	69	68	66	65

○ カロリーベース食料自給率は、

- ① 国内生産要因として、国内産糖（さとうきび）及び大豆の生産量の増加
- ② 加えて、国際価格の高騰により一部農産物の輸入量が減少（特にチーズと大豆油の原料大豆の輸入量が減少）等により、前年度から1ポイント上昇し、41%となったところ。

■カロリーベースの食料自給率について

品目	国産熱量		供給熱量		寄与 ^(注)	備考
	国産熱量	対前年増減量	供給熱量	対前年増減量		
米	555kcal	▲16kcal	576kcal	▲21kcal	▲0.3%	1人1年当たり消費量 61.4kg→59.0kg
小麦	43kcal	▲2kcal	314kcal	▲11kcal	+0.1%	
大豆	23kcal	+4kcal	79kcal	±0kcal	+0.1%	大豆生産量 +3.5万トン(+15%)
野菜	59kcal	+1kcal	75kcal	±0kcal	0%	
果実	25kcal	±0kcal	66kcal	±0kcal	0%	
畜産物	66kcal	+2kcal	388kcal	▲11kcal	+0.3%	チーズ輸入量 ▲4万トン(▲18%)
魚介類	79kcal	+1kcal	128kcal	+1kcal	0%	
砂糖類	76kcal	+7kcal	202kcal	▲6kcal	+0.4%	さとうきび生産量 +9.8万トン(+7%)
油脂類	11kcal	▲1kcal	350kcal	▲13kcal	+0.2%	大豆輸入量 ▲45万トン(▲11%)
その他	74kcal	▲1kcal	296kcal	▲17kcal	+0.4%	
合計	1,012kcal	▲4kcal	2,473kcal	▲78kcal	+1.1%	

(注) 寄与とは、カロリーベースの総合食料自給率の変動(40%→41%)に対して、各品目がどれだけ寄与したかを示したもの。

(参考)

平成20年度食料自給率の変動要因（生産額ベース）

○ 生産額ベースの食料自給率は、


- ① 国内生産要因として、みかんは裏年で生産量が減少。りんごはひょう害による品質低下に伴う価格の低下
- ② 加えて、国際的な穀物価格の高騰により飼料等の輸入額が増加等により、前年度から1ポイント減少し、65%となったところ。

■生産額ベースの食料自給率について

品目	国内生産額		国内消費仕向額		寄与 ^(注)	備考
		対前年増減額		対前年増減額		
米	1兆9,569億円	▲195億円	1兆9,848億円	▲264億円	0%	
小麦	288億円	±0億円	3,414億円	+875億円	▲0.4%	
大豆	242億円	+1億円	715億円	+121億円	▲0.1%	
野菜	2兆3,436億円	+1,646億円	2兆9,187億円	+1,385億円	+0.5%	
果実	7,650億円	▲1,129億円	1兆1,562億円	▲1,009億円	▲0.3%	みかんの国内生産額 ▲390億円 (▲22%) りんごの国内生産額 ▲260億円 (▲14%)
畜産物	2兆1,186億円	▲373億円	4兆267億円	+530億円	▲0.5%	飼料輸入額 +15%
魚介類	1兆4,046億円	▲389億円	2兆6,504億円	▲513億円	0%	
砂糖類	1,653億円	▲70億円	2,940億円	▲267億円	+0.1%	
油脂類	1,798億円	+76億円	5,609億円	+956億円	▲0.4%	
その他	9,977億円	+224億円	1兆2,667億円	+83億円	+0.1%	
合計	9兆9,846億円	▲207億円	15兆2,713億円	+1,896億円	▲1.0%	

(注) 寄与とは、生産額ベースの総合食料自給率の変動(66%→65%)に対して、各品目がどれだけ寄与したかを示したもの。

農業の 6 次産業化



平成 2 1 年 1 1 月

農林水産省

目 次

農業・農村の6次産業化とその農業生産サイドにおける取組	2
1. 生産・加工・流通(販売)の一体化	
産地による農産物の付加価値の増大	3
農業者の経営の多角化に向けた支援	5
消費者等のニーズに即した販売の推進	7
農業者と異業種・異分野との連携	8
2. 農業の生産性向上等	
販売価値の向上、加工・業務用需要への対応	9
輸出の増大	10
農業資材費の縮減	11
消費者ニーズに応えた食品流通の効率化・合理化	12
生産性向上等に向けた多様な支援策	13
農業の6次産業化の目指すもの	14

農業・農村の6次産業化とその農業生産サイドにおける取組(農業の6次産業化)

農業、農村の再生・発展のためには、意欲ある農業者が生産物の質的向上や差別化、加工・販売の一体化に取り組めるようにするとともに、農業と2次産業・3次産業との融合等を通じて新たな産業や需要(市場)を創出することが重要。
これにより、新たな付加価値を地域内で創出する中で、農業者が中心となってその果実を手にすることができるよう、所得の増大を後押しするための施策を戦略的に展開。

農業・農村の6次産業化

農業生産サイドにおける取組

- ・生産・加工・流通(販売)の一体化
- ・生産の質的転換による農業の体質強化

2次・3次産業との融合

- ・バイオマス等の地域資源を用いた地域イノベーションの誘発
- ・都市と農村の新たな交流と農村地域での定住の促進

「農」を中心とする多様な連携軸の構築と絆の強化

- ・連携軸の構築を担うコーディネーター等の人材の育成・確保や関係者への支援
- ・食と農の現状や魅力を発信する活動の支援

「農業の6次産業化」のイメージ

新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子供も集落に定住できる地域社会を構築

生産・加工・流通(販売)の一体化による付加価値の拡大

- ・産地ぐるみでの取組(複数チャネルの確保や販売ロットの拡大等)
- ・農業者による取組(多角化、複合化、消費者等のニーズに即した販売の推進等)
- ・農業者と異業種・異分野との連携による取組(農商工連携等)

農業の生産性向上等

- ・販売価値の向上: 需要を起点とした生産ブランド化の推進 等
- ・販売量の増大: 加工・業務用需要への対応 輸出増大 等
- ・コストの縮減: 農業資材費の縮減 消費者ニーズに応えた食品流通の効率化・合理化

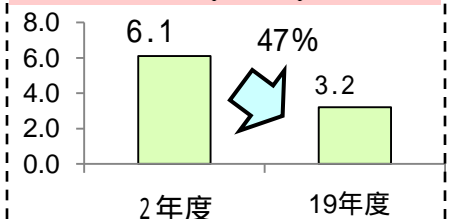
多様な農業経営体・農地の確保

環境に調和する農業生産の推進

技術の革新的な向上

農業者の所得の増大

農業純生産(所得)の減少



今回の資料に含まれる事項

農業地域においては、個々の農業者が共通の作物を栽培するなどにより産地が形成されてきたが、近年の需要構造の変化に対応しきれず、栽培面積の減少や高齢化が進展し維持が困難となる産地が出現。

こうした産地単位の問題に対応するためには、産地自ら実践する生産・販売力の強化に対して総合的に支援することが不可欠であり、これを通じて農産物の付加価値の増大を図る。

【農業生産・販売における「産地」の役割】

各農家が同一作物を栽培すること等により、大ロットで安定した品質の農産物供給の実現
ブランドの確立等による価格交渉力の強化
集荷・調製等の工程を共同で行うことによるコストの縮減

【需要構造の変化】

消費者ニーズの変化（加工食品や外食の利用など食の外部化、低価格志向、「顔の見える農産物」へのニーズ）
流通・小売業者の大規模化等による相対的な価格決定力の低下等

【維持が困難な産地が増加】

産地の中には、需要構造の変化に対応しきれず、価格低迷等により新たな投資意欲も減退し、高コスト構造が改善されない結果、栽培面積や共販率の低下等により維持が困難となりつつあるものも増加

産地の機能強化が重要

付加価値の増大に必要なとされる産地の戦略的な取組

産地の生産・販売戦略づくり

- ・産地内の合意形成
- ・市場動向、地域資源等の分析
- ・商品選定と販売先の選定

生産段階

- ・消費者ニーズに適った新品種・生産技術の導入
- ・生産管理の徹底（品質、生産量の平準化）
- ・効率的集荷体制の構築
- ・取引先ニーズを踏まえた規格・ロット・荷姿等による調製・出荷

加工段階

- ・加工技術の導入
- ・「売れる商品」の開発
- ・適切な製造工程管理の実施

販売段階

- ・販売先の開拓、拡大
- ・他産地との連携（リレー出荷）
- ・販売管理（出荷管理、代金回収等）

総合的な支援を強化

産地による農産物の付加価値の増大

1. 生産・加工・流通（販売）の一体化

産地による農産物の付加価値の増大に向けた取組については、生産・販売戦略に基づく取組への重点的な支援を基本に、産地機能の中核をなす基幹施設の整備や機動的な機械・設備の導入、人材育成、技術導入、販売企画力の強化に向けた取組、産地間連携の促進や地域ブランドの確立に対する支援を強化。

このような支援により、販売力が強く持続的な産地を全国展開。

産地の戦略的な取組全体への総合的な支援を強化

生産・販売戦略の策定・実施への人的支援

生産現場の知識が豊富なコーディネーター（普及指導員等）を核として、新技術、経営、販売、加工方法等についての外部専門家と連携した人的な支援体制を構築。

試験研究機関

・新品種、栽培技術等の助言

生産現場のコーディネーター（普及指導員等）

・地域の関係者のコーディネート
・外部専門家と地域とのコーディネート
・技術・経営指導
・地域資源の調査・戦略策定支援
・リーダー育成

税理士・会計士等

・税務相談
・経営診断

マーケティング専門家（広告会社等）

・イベント開催の助言
・PR手法の助言

民間企業（食品産業等）

・加工方法等の助言
・新品種、機械等の助言

生産基盤の整備

高収益作物の導入や品質・収量の向上等に資する暗渠排水、地下かんがい、畑地かんがい等の機動的整備を支援。

産地基幹施設の整備

集出荷施設、加工施設等の産地の基幹的施設について、再編整備・機能強化を支援。

機動的な機械・設備導入

機械・設備のリースやレンタルの導入・活用を支援。

産地間連携の促進

産地間リレー出荷体制の構築を支援。

地域ブランドの育成

地域ブランドの確立に向けた取組や地域団体商標の利用の促進を支援。

産地ソフト面での能力の向上

生産・販売戦略に基づいた

- ・人材育成（技術伝承、経営能力の向上）
- ・技術導入（高度技術、新品種の導入）
- ・販売企画力強化（商品開発、販路開拓）

の取組を一体的に支援。



平成27年までに全国で500程度の産地が生産・販売戦略に基づく取組を推進
平成27年までに事業実施産地の農業生産額を5%以上増加

売れるものを作って儲けることのできる産地を全国的に展開

農業者の所得の向上を図るためには、農業者が原材料供給者としてだけでなく、自ら又は連携して加工・販売等に取り組む経営の多角化を進め、そこから生じる付加価値を農業経営の中に取り込むことが重要。

こうした経営の多角化の取組は、個々の農業経営の所得向上はもとより、地域における雇用の創出等を通じ、地域全体の所得増大や地域の活性化につながることを期待。

経営の多角化への取組

自らの経営の多角化

- ・加工・販売・観光等への事業拡大

経営を多角化した例(宮城県)

主要事業

加工(食肉加工、総菜)、飲食(地域料理の店)、販売(直売所)

取組の特徴

自社ブランドの豚を開発し、食肉加工への進出、販路開拓等を実施。また、外食業や直売所に進出し、売り上げを増加。

他の農業者・他産業等との連携

- ・地域の農業者と共同して直売所等への出荷
- ・加工業者、流通業者、小売業者等と連携し、付加価値向上、販路拡大、販売の安定化

他産業と連携した例(愛媛県)

主要事業

米麦の生産、他府県の農業者・商社・ファミリーレストランとの連携

取組の特徴

他の都道府県で様々な品目を生産する農業者と連携して事業協同組合を設立し、野菜等の安定供給体制を構築。また、商社と連携して販路を開拓。

農業者の所得向上

経営の多角化に向けた課題

経営能力の向上

- ・自らの経営能力の向上
- ・外部からノウハウを有する者の招聘

販路の確保

これらの課題を乗り越えるための支援

資金調達

雇用労働力の確保

設備投資

農業者の経営の多角化に向けた支援

加工・販売等経営の多角化の取組を促進し、農業者の経営の発展、所得の向上を図るため 経営の多角化の取組の初期投資の負担の軽減等、 経営の多角化に必要な人材確保、 円滑な資金調達等、 専門家による指導・助言のサポートを実施。

初期投資の負担の軽減等への支援

支援対象

農業者

連携等

相手方

（農業者
加工業者
流通業者
消費者
研究機関等）

所得向上のための取組

販路開拓等

販売量拡大のための取組

新商品開発・ブランド化等

付加価値（販売単価）向上のための取組

補助対象

- ・アンテナショップの整備・運営
- ・直売所の整備・運営
- ・農家レストランの整備・運営
- ・加工・流通業者との商談・提携
- ・マーケティング調査費
- ・専門家によるコンサルティング
- ・新規作物の試験栽培経費
- ・新商品のデザイン料
- ・見本市等への出展料
- ・農畜産物処理加工施設導入
- ・地域認証・産地化
- ・販売促進活動の経費

等

初期投資負担の軽減

人材確保への支援

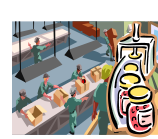
- ・ 経営の多角化に取り組む経営者を養成するため、人材育成プログラムの作成や育成スクールの開催、また連携活動を推進するノウハウ等を有する人材の確保などの取組等

農場のマネジメント能力

経営・労務管理能力

マーケティング・渉外能力

商品開発・管理能力



- ・ 「農の雇用事業」による新規就業者の雇用促進に加え、新たな事業分野（加工、流通、販売）を開拓する農業法人が新規雇用者に対して必要な技術・知識を習得させるために実施する研修を支援

【就業1年目】

基礎的な農業技術・知識の習得

【就業2、3年目】

・加工に関する技術・知識の習得
・高度な加工技術、衛生管理、販売等に関する知識の習得

部門責任者等として経営を支える中核的な人材

円滑な資金調達等

- ・ スーパーL資金等の金利負担を軽減
- ・ 無利子の農業改良資金の貸付プロセスを改善
- ・ 融資保険の対象の拡充

農業者による加工・販売の取組を全国展開

専門家による指導・助言

専門的かつ広範にわたる経営課題の解決や経営発展に向けた経営相談や専門家による指導・助言の実施

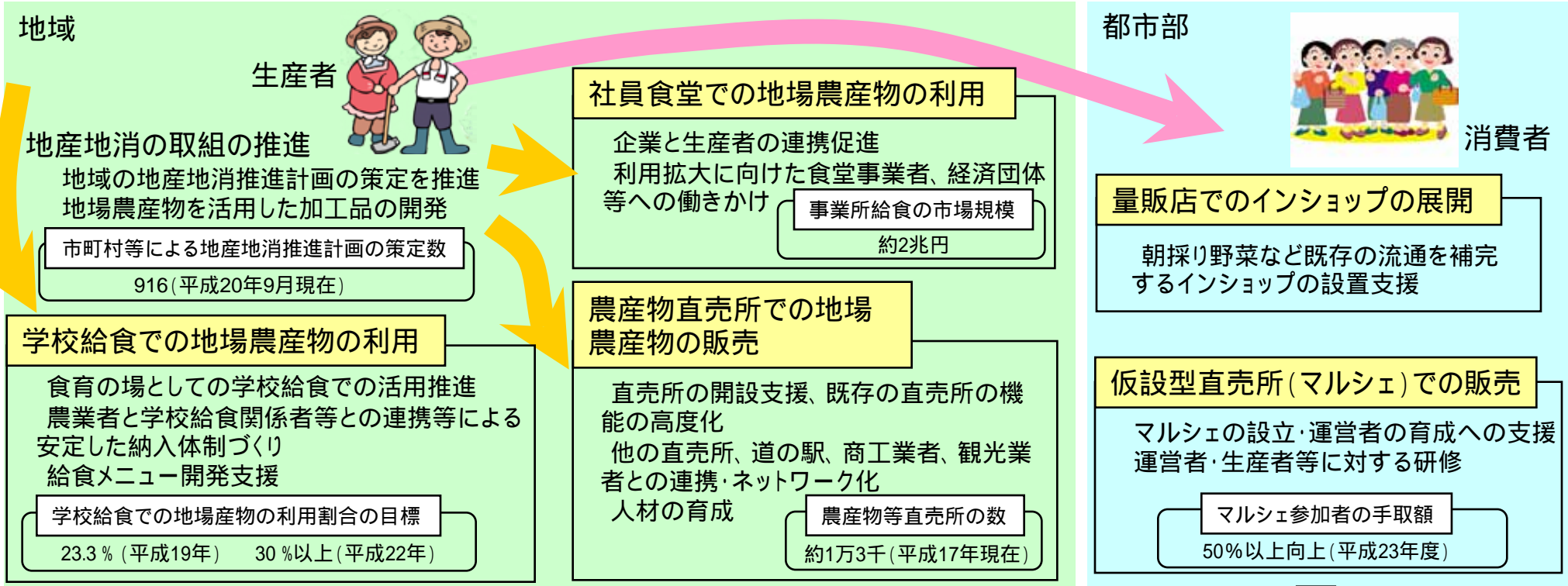
消費者等のニーズに即した販売の推進

生産と販売の一体化の一環として、直売所での地場農産物の販売等により「地産地消」の取組や都市部における産直販売の取組を支援することが必要。

直売所については、既に全国で1万3千を超える店舗が設置されている現状を踏まえ、周年的な品揃えの充実、直売所間の連携・ネットワーク化、POS (Point of sale) システムの活用等を通じた運営・販売力の強化のための取組を支援。

全国の大都市における仮設型直売所(マルシェ)の普及・定着を進めるため、その運営に取り組むNPO法人や市民グループの育成、生産者を含めた研修等の取組を支援。

【地場農産物等の販売に係る主な施策】



【更なる施策の展開方向】

取扱品目の増加や安定的な品揃え、販売力の強化等に向けた運営上の改善や人材の育成
中食・外食企業における地場農産物の一層の活用とその需要に対応するための出荷体制の強化
国産農産物の生産拡大につながるよう、社会貢献の面からも直売所等での消費を喚起

農業者と異業種・異分野との連携（農商工連携の例）

1. 生産・加工・流通（販売）の一体化

農村における雇用の確保と所得の向上、国産農産物の需要拡大等を図るため、農業者と商工業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組を推進。

農業者サイドにおける様々な課題に対応し、農業者へのサポート体制を充実させること等により、更に取組を拡大。

現 状

背景

我が国経済の低迷
分けても農山漁村は著しく
疲弊

農林水産業、農山漁村
に潜在する様々な資源

農商工等連携促進法の制定
(平成20年5月)

これまでに292件の農商工
連携事業計画を認定

(平成21年11月末見込み)

農業サイドから 見た課題

加工・販売業者との点的な
連携にとどまり、観光などの
様々な異業種も含めた地域
全体に広がりのある取組が
少ない

個々の農業者では探すこと
が難しい商工業者との出会
いの機会が少なく、
サポート体制も不十分であ
り、更なる普及には壁

連携の相手先に中小零細な
事業者が多く、リスクの高い
新商品の本格的な事業化が
難しい

施策の方向

食品産業のみならず、観光産業、IT産業
など様々な異業種と農業との連携による
新商品開発等の取組を推進

農業者のニーズに対応できるコーディネーターによる専門的・総合的なサポート体制を構築し、様々な異業種とのマッチング、販路拡大機会の創出、売れる商品開発を推進

地域の農産物を活用した商品の事業化に必要な食品加工・販売施設や農業機械施設の整備を推進

5年で500件の優良事例を創出

農山漁村の資源を活用し、農山漁村に利益を還元する新たなビジネスを展開・創出

【販売価値の向上】

需要を起点とした生産を促進することにより、農産物の高付加価値化に取り組むことが必要。例えば、飼料用米を利用した「白い卵」等の特色ある畜産物生産により、消費者の多様な志向に対応できる畜産物のブランド化を推進。

【販売量の増大】

食の外部化が進む中、販売量を拡大するためには、加工・業務用需要への対応が不可欠。このため、実需者ニーズに対応した低コスト生産のための技術導入や施設整備への支援、安定供給のための流通体制の構築などを推進。

生産物の価値を高める取組の推進（畜産物の例）

従来の付加価値向上の取組

- ・ 地域名を冠するなど、イメージ重視のブランド化
- ・ 霜降りの追求など、質に着目したブランド化

最近の付加価値向上の取組

特別な飼いや、製法など、様々な価値観に着目したブランド化、差別化

飼料用米、稲発酵粗飼料等、耕畜連携を通じた国産飼料の利用
エコフィード利用など「環境に優しい」飼いや
放牧など、「自然に近い」飼いや
SPF豚の生産、HACCP手法の導入等「衛生水準の高い」飼いや
ブラウンスイス種のような特色のある生乳を用いた
国産チーズの生産

これらの取組を支援することにより、農産物等の付加価値の向上、消費者の選択肢の拡大に寄与。



「玄米玉子」
(青森県)



エコフィード
「香味旨豚」

【飼料用米】

17年度 45ha
20年度見込 1,611ha

【エコフィード】

15年度 8万TDNト
20年度 23万TDNト

加工・業務用需要への対応

今後の生産拡大は、加工・業務用市場の特徴を踏まえた取組が不可欠。

<加工・業務用需要の特徴>

- ・ 外観品質よりも、加工に適したサイズ・形状
- ・ 大ロットの周年安定供給
- ・ 安定した低価格
- ・ 個別包装は必要なし

<加工業務用への取組例>

- ・ 高収量の加工向け品種の導入
- ・ リレー出荷による周年供給
- ・ 一次加工対応や調製工程の簡素化
- ・ ばら出荷や通い容器の導入
低価格大量出荷で所得を確保する生産体制の確立

目指す市場を明確化し、そのニーズに合わせて生産体制の質的転換を図る取組を支援。

生産者・産地と実需者をつなぐ中間事業者の育成、新品種・技術導入の支援、集出荷・加工施設等の整備、野菜等のリレー出荷のための広域連携体制構築を推進

需要拡大が見込まれるチーズ等について国産原材料使用を促進

【販売量の増大】

農産物の輸出増大は、販路拡大や生産量の増加等を通じて農業者の所得増大や経営の発展に資するものであり、輸出促進は重要な取組。

このため、農林漁業者や事業者が輸出しやすい環境整備、品目、国・地域別の戦略的な輸出対策、意欲ある農林漁業者や事業者に対するきめ細かな支援活動、新規海外市場・需要の開拓など、農林漁業者等が取り組む輸出に向けた活動を積極的に支援。

施策のポイント

具体的な施策

輸出環境の整備

【農林漁業者等がより一層輸出しやすい環境の整備】
国として相手国・地域に対する検疫等のルールの改善等を要請

検疫協議の加速化による検疫問題の解決や輸出検査の体制の強化
輸出に係る証明書の円滑な発行
有機JAS規格の同等性認証の要請
輸出の拡大が期待される品目の関税撤廃・削減
加工施設等におけるHACCP手法の導入
生産段階におけるGAPの導入

品目、国・地域別の戦略的な輸出対策

【特定重点品目と特定重点地域の設定】
既存の重点品目・地域に加え、新たに支援事業をさらに集中的に実施する品目・地域を設定

特定重点品目と特定重点地域の設定（東アジア向け米・野菜・果実・木材、
東南アジア向け食肉・水産物、北米向け食肉・茶・水産物、中東向け加工食品）
品目別の工程表の策定
知的財産戦略・ブランド戦略の推進、供給基盤の強化への支援
技術開発の推進

意欲ある農林漁業者等に対する支援

【きめ細かな事業者支援活動】
新規に意欲をもって輸出に取り組む者だけでなく、既に開拓されてきた販路も重視して支援

国内外バイヤーとの商談機会の提供
丁寧な相談体制等の充実
意欲ある農林漁業者等の海外における事業活動に対する支援
セミナー等を通じた市場動向等の提供
農商工連携を通じた新商品の開発、生産、販売の促進

日本食・日本食材等の海外における需要開拓

【国際ニッポン食品フロンティア構想の推進】
現地商流ネットワークの構築により海外のさらなる需要開拓を図る

海外の日本食レストラン等による日本産食材の利用拡大
日本食材を活用する人材の育成
広報内容の充実及び戦略的な広報の実施
人的つながりの構築によるマッチング支援活動の展開
「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業等の実施

【コストの縮減】

農業機械については、規模拡大を基本としつつ農作業受委託や機械の汎用利用を進めることで、利用効率の向上を図るとともに、低価格農業機械の普及等を推進。また、農業機械の効率的利用に向けた新たな取組として農業機械レンタルサービスを行う事業者の育成を推進。

肥料については、土壌診断に基づく適正施肥、局所施肥等の効率的施肥技術の導入、地域有機資源の活用等により化学肥料の施用量を抑制する取組を推進。

農薬については、発生予察に基づく適期防除やIPM(総合的病虫害・雑草管理)の導入等による化学農薬の使用量抑制とともに、安価な大型包装農薬やジェネリック農薬等の普及を推進。

資材の効率的利用とコストの縮減（農業機械）

< 農業機械の利用効率向上 >

優良事例の紹介やコスト縮減効果の周知により、営農規模の拡大、農作業受委託の推進、品種の組み合わせや新技術の導入による作業期間の拡大等の取組による機械の効率利用を推進。

< 農業機械価格の抑制 >

生産者団体等における機能を絞り込むことにより価格を抑制した農業機械の取扱いの拡大を推進。

また、初期投資抑制に効果の高い中古農機の活用を推進

< 新たな取組（農業機械のレンタル） >

機械の稼働期間が拡大する広域でのレンタルなどモデルとなる事業者の育成を支援

レンタルに使用する農業機械の導入支援

農業者への意向調査、情報提供、レンタルに転換する農業者が所有する余剰機械の処分等の支援

資材の効率的利用とコストの縮減（肥料）

土壌診断に基づく施肥設計の見直し、効率的施肥技術の導入や地域有機資源の活用等による化学肥料抑制に向けた施肥体系への転換の取組を支援。

地域の未利用・低利用資源の有効活用に向けた資源調査や肥料利用の推進に係る取組を支援。

資材の効率的利用とコストの縮減（農薬）

地域生産物毎に病虫害の発生状況を把握し、適期の防除により効果的・効率的な防除を推進することにより、化学農薬の使用量を抑制する。

生産者団体等との連携により、農薬価格の抑制に資する大型包装農薬やジェネリック農薬等の導入を推進。

【コストの縮減】

食品流通の効率化・高度化を通じ、農業者の所得向上や、高品質な農産物の適正価格での消費者への提供を図るため、生産から消費に至るフードチェーンの各段階の関係者が連携した取組を推進。

卸売市場は、我が国の生鮮品流通の大宗を担っており、食品流通の効率化・高度化を図る上で重要な位置付け。このため、卸売市場の将来方向等について検討を行うに当たっては、少子高齢化等の状況変化や、高品質な農産物を適正価格で求める実需や国民のニーズを踏まえ実施。

流通の効率化・高度化

フードチェーンに関わる1次・2次・3次産業の関係者が一体となった取組への支援

生産から消費までの各段階の関係者が連携して行う食品流通の効率化・高度化の取組等を支援。

・新技術を活用したビジネスモデルの構築(電子タグ)



フードチェーンに関わる各段階の関係者が連携した電子タグの活用による食品流通の効率化の優良モデルの構築を支援。

・通い容器の普及



通い容器の普及に向けて、卸売市場を中心とした関係者が一体となった通い容器回収管理体制構築の取組を支援。

・次世代の流通情報インフラの導入



食品産業が次世代の流通情報インフラを導入するにあたってのニーズや技術の検討に係る調査・検討を支援。

・集出荷・配送の共同化や情報化による在庫管理の適正化



フードチェーンに関わる各段階の関係者が一体となって、集出荷・配送の共同化、情報化による在庫管理の適正化により、食品流通の効率化の優良モデルの構築を支援。

・一貫したコールドチェーン体制の整備などの品質管理の高度化



生産から消費に至るまでの一貫したコールドチェーン体制の整備などの品質管理の高度化に必要な設備等の導入を支援。

卸売市場の将来方向に関する検討

・次期(第9次)卸売市場整備基本方針の策定に向けて、「卸売市場の将来方向に関する研究会」を開催し、卸売市場の機能・役割について評価・検証の上、卸売市場の役割と将来方向、施策のあり方等について、総合的に検討。

・平成22年3月を目途に報告を取りまとめ。

卸売市場の機能・役割の検証・評価

卸売市場の機能・役割が現在も適確に発揮されているのか、状況の変化も踏まえつつ検証・評価

主な機能

品揃え、集分荷
価格形成
代金決済
情報受発信

主な役割

消費者へ安全な食品を安定的に供給
生産者へ安定的な販路を提供
小売業者へ安定的・効率的な
仕入れ先を提供

卸売市場の将来方向の検討

卸売市場の基本的方向性や個別の施策のあり方について検討

(例)

品質管理の高度化

取引の合理化

環境問題への対応

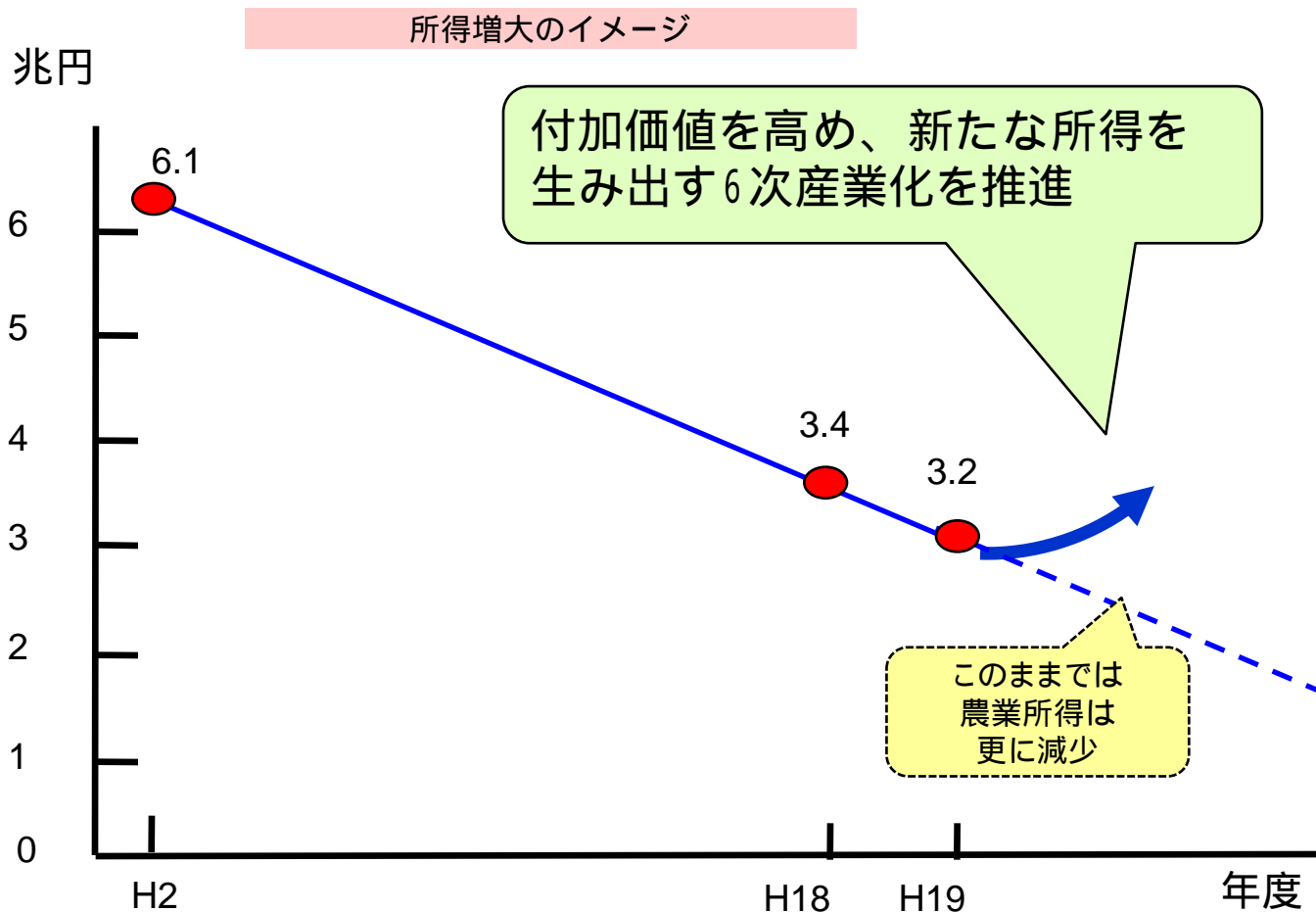
市場の再編

各地域の資源や経営体の経営展開に応じた多様な経営改善の取組を支援するため、加工・販売との一体化、販売価値の向上、販売量の増加、コストの縮減に係る多様な施策を展開。

分野	主な支援の内容
多様な経営改善の取組に対する支援体制の構築	<p>新技術の導入、マーケティング、農産加工、経営管理の高度化等に取り組む農業者を支援するため、普及指導員を中心に外部専門家とも連携した普及事業の実施体制を構築。</p>
高品質農作物品種の開発、新たな需要につながる加工・流通技術等の開発	<p>生産、流通、販売を支える基盤として、消費者ニーズに対応した高付加価値化・高品質な農作物の開発、新たな需要を創出する加工・流通技術、生産性の向上・生産コストの縮減技術の研究開発を推進。</p> <p><課題例> 平成26年度までに、輸入小麦に匹敵する品質のパン・中華麺用小麦品種を開発 平成22年度までに、米粉用途に適した米粉加工技術や広域流通に向けた品質劣化防止技術を開発</p>
非食用・高収益マーケットの拡大	<p>収益性向上の観点から、非食用作物も振興。例えば、花きについて、需要拡大に向けた取組に対して支援するとともに、国産花きの強みを生かした生産・販売の仕組みを構築。</p> <p>農産物が有する様々な機能性を活かした新たな産業創出に向けて、農産物の開発・発掘、産地と企業のマッチング、商品開発等を総合的に支援。</p>
農業の知的財産の保護・活用	<p>国内で開発された新技術、新品種などの知的財産の権利取得を推進。また、地域の特徴ある農産物や料理等のブランド化に向けた取組を促進するため、専門家の招へい、地域団体商標の取得等を支援。</p> <p>篤農家の経験や勘に基づくノウハウ等（暗黙知）を、情報科学の手法を用いて一般農業者にも活用可能な形に置き換え蓄積するAI（アグリインフォマティクス）システムを開発し提供。</p> <p>海外で我が国育成の植物新品種が栽培される事案や、我が国地名等が商標出願される等の問題への対応。</p>

農業の6次産業化の目指すもの

これまでの議論において、農業の6次産業化の推進により農業者の所得を増大させていくことが重要との指摘や、政策の目標やゴールを明確化して国民に対する発信力を高めるべきとの指摘がなされたところ。以上を踏まえ、農業の6次産業化の指標として、農業者の所得の増大目標のあり方について検討してはどうか。



「平成21年度食料・農業・農村の動向」（動向編）及び
「平成22年度食料・農業・農村施策」（施策編）の作成について（案）

1. 作成の基本的考え方

(1) 動向編

- ① 食料・農業・農村基本計画のもとでの食料・農業・農村の動向、主要施策の進捗状況、農村の現場や各主体（農業者、事業者、消費者、行政、農業関係機関等）の取組状況や課題等について、体系的に分析・検討を行いつつ、明らかにする。

なお、国民各層の理解と関心が一層高まるよう、事例、図表、写真等を活用しつつ、わかりやすく記述することとする。

- ② 主な項目については、次のとおり。

ア まず、食料・農業・農村基本法制定後も含め、農業関連の主な動向等（別紙）を振り返り、農業・農村再生の必要性などを明らかにする。

イ その上で、「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」などに大別しつつ、それぞれの動向、取組などを記述する。

食料の安定供給の確保

食料消費、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活と食育、食品産業、食料自給率、農産物貿易、不測時を見据えた食料の安定供給の確保等の面での動向、取組など

農業の持続的発展

米などの農業生産、農業経営、戸別所得補償、儲かる農業、持続可能な農業生産、多様な農業経営体や人材・農地・農業用水の確保等の面での動向、取組など

農村の振興

農村地域、農村の6次産業化、農業の多面的機能と農村の再生・集落機能の維持、地域資源・環境の保全、中山間地域、都市農業、都市と農村の交流等の面での動向、取組など

その他横断的な分野

技術革新、バイオマスなど地球環境問題への対応、農を中心とする多様な連携等の面での動向、取組など

(2) 施策編

- ① 22年3月を目途に取りまとめられる予定の新たな食料・農業・農村基本計画に沿った構成とする。
- ② 新たな計画に基づいて、関係府省が取り組む施策を総合的かつわかりやすく記述することとする。また、22年度予算、通常国会の提出法案の概要についても記述する。

2 . 今後の予定

21年

- 11月12日(木) 第14回企画部会
・「21年度動向編」、「22年度施策編」の作成について(案)

22年

- 1～2月頃 企画部会
・「21年度動向編」骨子(案)
・「22年度施策編」の構成(案)

- 3～4月頃 企画部会
・「21年度食料・農業・農村の動向」(案)
・「22年度食料・農業・農村施策」(案)

- 5月頃 閣議決定・国会提出、公表
(以降、幅広く紹介・配布)

(参考) 夏には子ども(小学校高学年)向け「ジュニア農林水産白書」も作成し、以降、白書本体と同様に幅広く紹介・配布。

食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）

（年次報告等）

第十四条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

農業関連の主要指標の推移

		昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年	
自給率	食料自給率（カロリーベース）	%	54	53	53	47	43	40	40	39	40	41	
	（生産額ベース）	%	83	83	82	75	74	71	69	68	66	65	
	飼料自給率	%	34	28	27	26	26	26	25	25	25	26	
農家・就業者等	販売農家数	万戸	—	—	331	297	265	234	196	188	181	175	170
	主業農家数	万戸	—	—	—	82	68	50	43	41	39	37	35
	新規就農者数	万人	10.4	10.2	9.4	1.6	4.8	7.7	7.9	8.1	7.3	6.0	—
	（39歳以下の新規就農者数）	万人	—	3.4	2.1	0.4	0.8	1.2	1.2	1.5	1.4	1.4	—
	基幹的農業従事者数	万人	489	413	346	293	256	240	224	211	202	197	191
	（平均年齢）	歳	—	—	—	—	59.6	62.2	64.2	64.2	64.6	65.2	—
農地面積等	耕地面積	万ha	557	546	538	524	504	483	469	467	465	463	461
	耕作放棄地面積	万ha	13.1	12.3	13.5	21.7	24.4	34.3	38.6	—	—	—	—
	耕地利用率	%	103.3	104.5	105.1	102.0	97.7	94.5	93.4	93.0	92.6		
	担い手の農地集積率	%	—	—	—	—	17	28	38	42	45		
	1戸当たりの経営耕地面積	ha	1.0	1.0	1.1	1.4	1.5	1.6	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9
生産額等	農業生産額	兆円	10.1	12.0	13.6	13.6	12.2	10.5	9.9	9.7	9.6		
	農業純生産	兆円	5.1	4.9	5.4	6.1	5.0	4.0	3.6	3.4	3.2		
	最終飲食料費に占める農林水産物の帰属割合	%	31.2	26.6	22.9	19.1	14.3	14.8	14.5	—	—	—	—
食生活	朝食欠食率（20歳代女性）	%	11.7	12.9	14.7	14.3	18.2	16.3	23.5	22.5	24.9		
	脂質割合（供給熱量ベース）	%	22.8	25.5	26.1	27.2	28.1	28.7	29.0	29.1	28.8		